

## ご契約内容のご案内 別紙 (J:COM 電力)

この度は、J:COMサービスをお申し込みいただき、ありがとうございます。

本書は別途お客さまに交付する「ご契約内容のご案内」の「※」印について詳細を説明するものであり、電気事業法第2条の14に基づき交付する書面です。

記載の内容を十分にご確認いただき、「ご契約内容のご案内」とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

### ◆J:COM 電力ご加入のお客さま

#### ● J:COM 電力の提供について

- 小売電気事業者である住友商事株式会社（以下、「住友商事」といいます）と弊社との間の取次契約に基づき、住友商事が供給する電気をJ:COM 電力として供給します。

※J:COM 電力の各契約種別に関する適用条件、料金、割引制度、設置確認、解約その他詳細は、弊社が定める「J:COM 電力 家庭用コース 契約約款」（以下、「本約款」といいます。）のとおりです。

#### <取次事業者>

取次事業者は、以下表のうちお客さまに別途交付される「申込書控」または「お申込内容確認書」にて特定される事業者です。

商号：株式会社ジェイコム九州 本店：〒810-0071 福岡県福岡市中央区那の津3-13-10 J:COMメディアプラザ 代表者：代表取締役社長 上村 忠 電話番号：0120-999-000 (9:00～18:00 年中無休)	商号：大分ケーブルテレコム株式会社 本店：〒870-1168 大分県大分市松が丘三丁目1-12 代表者：代表取締役社長 荒木 節夫 電話番号：097-542-1121 (9:00～17:00 年中無休)
---	--

#### <小売電気事業者>

小売電気事業者は以下の通りです。

商号：住友商事株式会社 電子メールアドレス：sumitomo-kouri-denki@sumitomocorp.com 小売電気事業者の登録番号：A0777 受付時間：9:00～17:00/土・日・祝日、年末年始を除く。
---

#### ● 月額利用料金について

- J:COM 電力の月額利用料金は、別表Iに記載の「基本料金」に、「電力量料金」を加え、かつ、「燃料費調整額」と「電源調達等調整額」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。



※グリーンメニューには別表IIの割引は適用されません

- ・ 利用電力量の計量については、一般送配電事業者等が取り付ける計量器の検針結果によるものとします。
- ・ 電源調達等調整額は、電源調達等調整単価を利用電力量に乗じて計算します。電源調達等調整単価は別表Iに記載のとおりです。
- ・ 燃料費調整額は燃料価格の変動に応じて算出され、具体的には別表Ⅲの方式で算定されます。また、燃料費調整額には上限が設定されておりません。

● 割引適用・割引率について

- ・ 弊社が定める別表Ⅱの割引を行います。なお、グリーンメニューには適用されません。
- ・ 割引を行う際のJ:COM 電力の月額利用料金は、別表 I に記載の「基本料金」に、「電力量料金」を別表Ⅱの割引率にて算定した金額を加え、かつ、「燃料費調整額」と「電源調達等調整額」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。  
※利用電力量の計量については、一般送配電事業者等が取り付ける計量器の検針結果によるものとします。
- ・ J:COM 電力の割引は、J:COM 電力の提供が開始された日から適用となります。

● 料金算定について

- ・ 毎月弊社がお知らせする前月の検針日（弊社があらかじめお客さまにお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします）から当月の検針日の前日までの期間に、一般送配電事業者等が設置した計量器の値に基づき月額利用料金の算出を行います。

※初回請求は、サービス開始日から初回検針日までの期間となります。

● ご利用料金について

- ・ 当月のご請求額は、前々月の検針日（弊社があらかじめお客さまにお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします）から前月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者等が設置した計量器の値に基づき算出する金額となります。

※当月のご請求額を算出するための計量器の値の確認時期によっては、当月分と翌月分以降を合算した請求となる場合がございます。

● 支払方法および支払時期

- ・ ご利用料金は、電気切替日の翌月の検針後、弊社指定のお客さまのお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段をいいます）にてお支払いいただきます。

● ご契約期間について

- ・ J:COM 電力のご契約期間は料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までです。
- ・ お申し出がない限り、同条件で継続となります。

● 解約について

- ・ 解約される場合は、弊社までご連絡ください。解約の手続きをさせていただきます。
- ・ 解約月のご利用料金は、以下となります。  
解約日までの日割り料金をいただきます。住友商事が一般送配電事業者等から請求を受けた場合、請求を受けた金額を申し受けます。

● 供給電圧および周波数について

- ・ 供給電圧は、100ボルト/200ボルトです。
  - ・ 周波数は、お住まいの地域が九州電力エリアに該当する場合は、標準周波数60ヘルツです。
- お客さま側の保安などに関するご協力について
- ・ 一般送配電事業者等の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
  - ・ 一般送配電事業者等の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
  - ・ お客さまの土地または建物に、弊社、一般送配電事業者等および住友商事が業務上必要とされる場合に立ち入ることにご承諾をお願いします。
  - ・ 一般送配電事業者等が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適切な処置を行う場合、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
  - ・ お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認められた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者等の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。
  - ・ お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。
  - ・ お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者等または登録調査機関にご連絡をお願いします。また一般送配電事業者等が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。なお、その他の詳細は本約款第5章（使用および供給）、第7章（供給方法および工事）および第8章（工事費の負担）をご参照ください。

● その他注意事項について

- ・ グリーンメニューの電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで実質的に再生可能エネルギー100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあります。
- ・ J:COM 電力 オール電化向けメニュー、およびグリーンメニューは、ご転居先での継続したご利用（ご転居後のご利用は、ご解約後の新規申込みという扱いとなります。）やご解約後のJ:COM 電力 オール電化向けメニュー、およびグリーンメニューの再契約はできません（一部メニューを除く）。
- ・ J:COM 電力 オール電化向けメニューおよびグリーンメニューをご利用いただくにあたり、使用される機器の機能や設備の設置状況等の確認をさせていただく場合があります。使用される機器を取り付け・取り替え・取り外しをされる場合は、必ず弊社へご連絡ください。
- ・ お客さま宅の計量器がスマートメーターでない場合は、順次、一般送配電事業者等がスマートメーターへの取替工事を行っており、その費用については、一般送配電事業者等の負担となります。
- ・ J:COM 電力において、お客さまのご希望される契約種別・契約プランまたは電気設備の状況により、お客さまご自身で電気設備等の交換もしくは工事を手配していただき、必要な費用の負担をしていただく場合がございます。工事費の負担の詳細については、本約款第41条及び第57条をご参照ください
- ・ J:COM 電力のサービス開始日から1年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料3,000円（税込 3,300円）が発生いたします（J:COM 電力のサービス開始日から1カ月以内に契約電流または契約容量の変更をお申し出である場合を除く）。また、J:COM 電力の契約種別・契約プランを変更された日から1年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料

料 3,000 円 (税込 3,300 円) が発生いたします。

- ・ J:COM 電力の提供開始後は、弊社は毎月の検針票 (電気料金明細内訳書) を発行いたしませんので、料金明細内訳の確認は「MY J:COM お客さま情報ページ」をご覧ください。紙面で料金明細内訳の発行をご希望の場合は、月額 150 円 (税抜) にて発行いたします。
- ・ J:COM 電力への切替月は、お申し込み前にご利用の他の小売電気事業者、および弊社の双方から請求が行われる場合があります。
- ・ お客さまのお申し出による解約、弊社からの契約の解除の後は、お客さまご自身で他の小売電気事業者へ電気のご契約に関するご連絡、お手続きをお願いいたします。手続きが行われず、無契約となった場合は、電気の供給がとまる場合がございますので、ご注意ください。
- ・ 以下の場合、弊社より事前にお知らせの上、サービス提供の停止や契約の解除をすることがございます。詳細は本約款第42条をご参照ください。

- 1) ご利用料金または各種料金のお支払いを延滞した場合。
- 2) 集合住宅での導入契約が終了した場合。
- 3) 加入契約約款に定める事項に反する行為があった場合。

※弊社業務遂行上、著しい支障がある場合は事前の催告なしでサービスの停止および契約の解除を行う場合があります。

- ・ J:COM 電力 オール電化向けメニューおよびグリーンメニューご解約後は、九州電力でご契約されていた契約種別・契約プランを再度ご契約いただくことはできません (一部メニューを除く)
- ・ 本サービスは九州電力送配電株式会社の電力線を利用するため、近隣の停電、計画停電、その他天災地変、保安点検の実施、故障時などやむをえない場合は本物件も停電いたします。
- ・ 以下の場合、一般送配電事業者等は、お客さまへ電気の供給を停止することがございます。
  - 1) 不正に電気を使用された場合
  - 2) 一般送配電事業者等の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - 3) 本約款に定める事項に反する行為があった場合
- ・ 一般送配電事業者等から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、住友商事が接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、お客さまとの契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 【別表 I】料金表

##### ●電源調達等調整単価

単位	2024年3月までの 料金(税込)	2024年4月以降の 料金(税込)
1kWh	16.87 円	1.8 円

※電源調達等調整単価は見直しを行うことがあります。変更する場合は弊社ホームページ等でお知らせいたします。

##### ●従量メニュー/グリーンメニュー

【従量 B/グリーン従量 B】\*1

		単位	2024年4月検針日の前 日までの料金(税込)	2024年4月検針日以 降の料金(税込)	
基本料金 (月額)	契約 電流	10A	1 契約	316.24 円	316.24 円
		15A	1 契約	474.36 円	474.36 円
		20A	1 契約	632.48 円	632.48 円

		30A	1 契約	948.72 円	948.72 円	
		40A	1 契約	1,264.96 円	1,264.96 円	
		50A	1 契約	1,581.20 円	1,581.20 円	
		60A	1 契約	1,897.44 円	1,897.44 円	
電力量料 金	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで		1kWh	18.28 円	18.37 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		1kWh	23.88 円	23.97 円
	第 3 段階料金	300kWh を超えたもの		1kWh	26.88 円	26.97 円
最低月額料金			1 契約	334.26 円	335.34 円	

※ 算定された基本料金と電力量料金との合計が上記の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、上記最低料金および J:COM 電力 家庭用コース契約約款で定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

【従量 C/グリーン従量 C】\*1

			単位	2024 年 4 月検針日の前 日までの料金(税込)	2024 年 4 月検針日 以降の料金(税込)
基本料金 (月額)			1kVA	316.24 円	316.24 円
電力量料金	第 1 段階 料金	最初の 120kWh まで	1kWh	18.28 円	18.37 円
	第 2 段階 料金	120kWh を超え 300kWh まで	1kWh	23.88 円	23.97 円
	第 3 段階 料金	300kWh を超えたもの	1kWh	26.88 円	26.97 円

●オール電化向けメニュー/グリーンメニュー

【季特別/グリーン季特別】\*1

				単位	2024 年 4 月検針日の 前日までの料金(税 込)	2024 年 4 月検針日 以降の料金(税込)
基本料金 (月額)	契約 容量	6kVA 以下の場合		1 契約	1,325.44 円	1,325.44 円
		6kVA を 超える場合	最初の 10kVA ま で	1 契約	1,842.40 円	1,842.40 円
			上記を超える 1kVA につき			316.24 円
電力量料金	デイ	夏季		1kWh	35.51 円	35.57 円
		その他季		1kWh	29.65 円	29.71 円
	リビング		1kWh	23.97 円	24.03 円	
	ナイト		1kWh	13.16 円	13.27 円	

※「夏季」とは毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいい、「その他季」とは毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。また、「デイ」とは毎日 10 時から 17 時までの時間をいい、「リビング」とは毎日 8 時から 10 時までおよび 17 時から 22 時までの時間をいい、「ナイト」とは毎日 0 時から 8 時までおよび 22 時から翌日の 0 時までの時間をいいます。

【時間帯別/グリーン時間帯別】\*1

				単位	2024年4月検針日の前日までの料金(税込)	2024年4月検針日以降の料金(税込)	
基本料金 (月額)	契約 容量	6kVA 以下の場合		1 契約	1,325.44 円	1,325.44 円	
		6kVA を 超える場合	最初の 10kVA まで		1 契約	1,842.40 円	1,842.40 円
			上記を超える 1kVA につき			316.24 円	316.24 円
電力量 料金	昼間	第 1 段階料 金	最初の 80kWh まで		1kWh	22.25 円	22.31 円
		第 2 段階料 金	80kWh を超え 200kWh まで		1kWh	29.61 円	29.67 円
		第 3 段階料 金	200kWh を超えたもの		1kWh	33.55 円	33.61 円
	夜間			1kWh	13.16 円	13.27 円	

※「昼間」とは毎日 8 時から 22 時までの時間をいい、「夜間」とは「昼間」以外の時間をいいます。

【ピーク抑制/グリーンピーク抑制】\*1

				単位	2024年4月検針日の前日までの料金(税込)	2024年4月検針日以降の料金(税込)	
基本料金 (月額)	契約 容量	6kVA 以下の場合		1 契約	1,325.44 円	1,325.44 円	
		6kVA を 超える場合	最初の 10kVA まで		1 契約	1,842.40 円	1,842.40 円
			上記を超える 1kVA につき			316.24 円	316.24 円
電力量料金	ピーク				45.74 円	45.80 円	
	昼間	第 1 段階料金	最初の 80kWh まで		1kWh	21.29 円	21.35 円
		第 2 段階料金	80kWh を超え 200kWh まで		1kWh	28.33 円	28.39 円
		第 3 段階料金	200kWh を超えたもの		1kWh	32.10 円	32.16 円
	夜間			1kWh	13.16 円	13.27 円	

※「ピーク」とは夏季(毎年7月1日から9月30日までの期間)の毎日13時から翌日16時までの時間をいい、「昼間」とは「ピーク」を除く毎日8時から22時までの時間をいい、「夜間」とは「ピーク」および「昼間」以外の時間をいいます。

【電化住宅型(夜間21時-7時)/グリーン電化住宅型(夜間21時-7時)/電化住宅型(夜間22時-8時)/

グリーン電化住宅型(夜間22時-8時)/電化住宅型(夜間23時-9時)/グリーン電化住宅型(夜間23時-9時)】\*1\*2\*3\*4

				単位	2024年4月検針日の前日までの料金(税込)	2024年4月検針日以降の料金(税込)	
基本料金 (月額)	契約電力	10kW 以下の場合		1 契約	1,888.80 円	1,888.80 円	
		10kW を 超える場合	最初の 15kW まで		1 契約	4,758.20 円	4,758.20 円
			上記を超える 1kW につき			573.88 円	573.88 円
電力量料金	昼間	休日	夏季および冬季	1kWh	21.95 円	22.01 円	

		春季および秋季	1kWh	18.55 円	18.61 円
	平日	夏季および冬季	1kWh	27.57 円	27.63 円
		春季および秋季	1kWh	24.68 円	24.74 円
	夜間		1kWh	14.48 円	14.59 円

※ 電化住宅型（夜間 21 時-7 時）における「昼間」とは毎日 7 時から 21 時までの時間をいい、「夜間」とは「昼間」以外の時間をいいます。

※ 電化住宅型（夜間 22 時-8 時）における「昼間」とは毎日 8 時から 22 時までの時間をいい、「夜間」とは「昼間」以外の時間をいいます。

※ 電化住宅型（夜間 23 時-9 時）における「昼間」とは毎日 9 時から 23 時までの時間をいい、「夜間」とは「昼間」以外の時間をいいます。

\*1 全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

\*2 その月の最大使用電力（30 分ごとの使用電力量のうち、月間で最も大きい値を 2 倍した値）と前 11 カ月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値が契約電力となります。

\*3 「春季」とは毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、「夏季」とは毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいい、「秋季」とは毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいい、「冬季」とは毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

\*4 「休日」とは以下に定める日をいい、「平日」とは「休日」以外の日をいいます。土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日。

【別表Ⅱ】割引率

●従量メニュー

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース 従量B」 ・ 契約プラン：10A/15A/20A/30A/40A/50A/60A

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース 従量C」 ・ 契約プラン：6kVA～50kVA 未満（1kVA 単位）

電力量料金	第1段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×0.5%割引
	第2段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×1%割引
	第3段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×10%割引

●オール電化向けメニュー

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース 季特別」 ・ 契約プラン：50kVA 未満（1kVA 単位）

電力量料金	デイ（夏季）	(電力量料金単価相当×利用量) ×2%割引
	デイ（その他季）	
	リビング	

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース 時間帯別」 ・ 契約プラン：50kVA 未満（1kVA 単位）

電力量料金（昼間）	第1段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×0.5%割引
	第2段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×1%割引
	第3段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×3%割引

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース ピーク抑制」 ・ 契約プラン：50kVA 未満（1kVA 単位）

電力量料金	ピーク		(電力量料金単価相当×利用量) ×2%割引
	昼間	第1段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×0.5%割引
		第2段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×1%割引
		第3段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) ×3%割引

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース 電化住宅型（夜間21時-7時）」 ・ 契約プラン：30分ごとの使用電力量により決定（1kW 単位）\*

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース 電化住宅型（夜間22時-8時）」 ・ 契約プラン：30分ごとの使用電力量により決定（1kW 単位）\*

契約種別：「J:COM 電力 家庭用コース 電化住宅型（夜間23時-9時）」 ・ 契約プラン：30分ごとの使用電力量により決定（1kW 単位）\*

電力量料金	昼間（休日・夏季および冬季）／		(電力量料金単価相当×利用量) ×2%割引
	昼間（休日・春季および秋季）／		
	昼間（平日・夏季および冬季）／		
	昼間（平日・春季および秋季）		

\* 30分ごとの使用電力量のうち、月間で最も大きい値を2倍した値を最大使用電力といい、その月の最大使用電力と前11カ月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値がご契約電力（kW）となります。

【別表Ⅲ】

●燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格



原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が22,988円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (22,988 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が22,988円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 22,988 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	
-----------------------------	--

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13 銭 6 厘
-------------	----------

内容現在 2024年4月11日